

2018年12月21日

公認資格制度の標準化に係る関連諸規程の改正

(改正の主な内容)

- 公認資格標準化の概要
 - 全柔連には現在以下の3種類の公認資格がある。
審判員、形審査員、指導員
 - これらは相互に似て非なる制度となっており、現場の混乱を招いている。本件は、これらをできる限り標準化するとともに、制度の明確化を図るものである。
→公認審判員規程、公認柔道指導者資格制度規程、公認形審査員規程の改正

- 公認資格標準化の方向
 - 公認資格の有効要件
資格の有効要件を明確化し、要件を欠いた場合は直ちに有効でなくなることにする。
 - 公認資格の有効期間
用語を統一するとともに、有効期間の定義を明確化する。
 - 公認資格の再有効化
資格が有効でなくなった場合に再有効化する要件を明確にする。
具体的には資格の有効要件不備を形式要件不備と実質要件不備に区分する。
 - ◇ 形式要件不備により資格が有効でなくなった場合は、形式要件を満たすことにより資格が再び有効となる。
 - ◇ 実質要件不備に関しては、資格が停止または剥奪されることにより有効条件不備となる。
 - 会員登録
 - ◇ 現在指導員のみ特殊な取り扱いとなっているので、審判員、形審査員と平仄を合わせる。→登録規程の改正が必要
 - ◇ 学校顧問特例資格は、柔道未経験者が生徒を大会へ引率することを目的に実質的にはボランティアで行っているため、登録費を無料としたうえで登録を義務とする。

○ 大学生公認資格取得促進制度の概要

- 現状では大会・講習会参加、審判・指導者活動等実施のほかに全柔連登録のメリットがなく、これらの活動を行わない者は登録を継続しないケースが多い。
- これに対応するため、大学生に対し公認資格取得を奨励し、公認資格の維持を全柔連登録のインセンティブとしたい。
- 具体的な取得促進策として、大学生に対し審判員・指導者講習の無料化、公認資格登録費の無料化を行う。

以上

公益財団法人全日本柔道連盟 登録規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟定款第53条の規定に基づき、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の会員登録（以下「登録」という。）に関し必要な事項を定める。

(登録の義務)

第2条 本連盟から会員として認定を受けようとする者は、次条に定める会員資格のうちいずれかの資格で本連盟に登録しなければならない。

(会員資格)

第3条 本連盟の会員資格は、次の各号に掲げるものとする。

なお、個人の会員資格は、本規程第4条に定めるところに従い、原則として、登録をしようとする者が選択することができる。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員

(個人会員登録)

第4条 個人会員資格による登録は、本連盟および加盟団体、その他の下部組織（以下「本連盟等」という。）の主催、共催、後援または所管に係る競技会に選手として出場しようとする者、審判員・監督・コーチ等、競技者に対する指導的な活動をしようとする者、および本連盟・都道府県柔連（協会）の役員について行う。

2. 個人会員資格による登録の区分は、役員・指導者（役員等、学校顧問）、競技者（社会人、大学生、高校生、中学生、小学生および未就学児）とする。
3. 本部会員は、本連盟の役員および職員、公益財団法人講道館の役員および職員、本連盟の理事会が承認した者とする。
4. 個人会員登録者は、団体会員登録が完了している団体に所属しなければならない。
5. 休会員は、出産、育児、業務多忙、傷病等（以下「出産・育児等」という。）の特別の事情を有する者が、休会届を提出することにより管轄する団体から休会を認定された者とする。なお、休会期間は、1年、2年、3年とする。

(団体会員登録)

第5条 団体会員資格による登録は、本連盟等の事業において、団体名の使用、団体試合への出場等、団体としての権利を行使しようとする団体について行う。

2. 団体会員資格による登録は、原則として、公認柔道指導者資格を有する指導者がおり、かつ、個人会員登録をした者が複数いる団体について行う。但し、中学校および高等学校において、部活動の顧問が公認柔道指導者資格を有していない場合であっても、所属長（学校長）を団体代表者として団体登録をすることができる。

(公認資格登録)

第6条 公認資格を取得した者は、個人会員登録に加え公認資格登録を行う。

2. 第8条第3項の規定に基づき、資格の有効期間内に当該資格の登録の更新の申請を行わなかった場合には、当該資格は有効でなくなる。
3. 休会員には、前項の規定は適用しない。

(登録の期間)

第7条 登録の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる1年とする。

2. 登録は、会員（個人、団体）の申請により、毎年更新するものとする。

(登録の申請)

第8条 登録（登録の更新を含む。以下同じ）をしようとする者は、所定の申請方法で、登録費を添えて、その者の住所(団体の場合は所在地)またはその者の所属する団体の所在地のいずれかを統括する都道府県柔道連盟（協会）に申請する。

2. 本部会員は、直接本連盟に申請することができる。
3. 前条第2項の定めによる登録の更新の申請は、毎年5月末日までにしなければならない。
ただし、やむを得ない事由がある場合は、この期限後においても団体・個人登録は毎年2月末日まで、公認資格登録は毎年9月末日までに申請することができる。

(登録事務の処理)

第9条 登録の申請を受けた都道府県柔道連盟(協会)は、申請の内容を確認の上、速やかにその旨、手続きを行うものとする。

(登録証)

第10条 本連盟は、登録した個人会員に対し、所定の登録証を交付するものとする。登録証の交付は、登録の申請を受理した都道府県柔道連盟（協会）等が承認後、登録費を納入した個人会員がオンライン登録上で、その旨、手続きを行うものとする。

(二重登録の禁止)

第11条 一つの都道府県柔道連盟（協会）等を通して登録した者は、その登録の有効 期間中は他の都道府県柔道連盟(協会)等を通して重複して登録することはできない。

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第12条 登録した者は、登録の申請の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を、届け出なければならない。

(登録費等)

第13条 登録をする会員（個人、団体）が申請の際に納付すべき登録費の額は、本連盟に納入する分と、都道府県柔道連盟（協会）等に納入する分を合算した金額とする。

2. 登録費のうち本連盟納入分の額は、登録の種類および登録者の区分に応じ、以下に掲げる金額とする。

(登録)

会員資格	登録区分	登録費	
個人会員	役員等	2,600円	
	学校顧問	無料	
	社会人	1,600円	
	出身校(社会人)	1,600円	
	出身校(大学在学中)	1,300円	
	大学生	1,300円	
	高校生	1,000円	
	中学生	800円	
	小学生	500円	
	未就学児	無料	
	休会員	免除	
団体会員	本部会員	10,000円	
	一般(実業団、道場・クラブ、警察)	4,500円	
	大学(専門学校含む)	2,500円	
	少年(中学生を含む)	1,500円	
少年(小学生・未就学児)	少年(小学生・未就学児)	500円	
	(公認資格登録費)		
	資格区分	登録費	
	審判員	顧問審判員	20,000円(初回のみ)
		Sライセンス審判員	3,000円
		Aライセンス審判員	2,500円
Bライセンス審判員		1,500円	
Cライセンス審判員		1,000円	
指導員	1,000円		
形審査員	1,000円		

ただし、在学中の者については、公認資格登録費を無料とする。

(保険料)	障害補償・見舞金制度保険料	600円(年齢にかかわらず一律)
	公認指導者賠償責任保険料(任意契約分)	所定の金額

3. 登録費のうち、都道府県柔道連盟(協会)納入分の額は、登録の種類および登録者の区分に応じ、対応する本連盟納入分の額の2倍に相当する金額を上限として、都道府県柔道連盟(協会)が定めるものとする。

4. 登録の手続きが完了した後は、一旦納入された登録費はいかなる理由があっても返還しない。

5. 登録費と同時に納入する「保険料」は、別途定める「障害補償・見舞金制度」による。

6. 登録費収入は、その総額の50%以下を本連盟の管理運営の財源として使用するものとする。

(登録費の免除)

第14条 本連盟の理事会が認めた者は、登録費を免除することができる。

2. 休会員は、休会を認定された翌年度から休会期間(1年、2年、3年)に応じた登録費用及び保険料が免除される。

(登録費の特例)

第15条 第8条第2項の定めにより、本部会員に係る登録費の額は、第13条第2項に定める本連盟納入分の金額とする。

(登録の拒否)

第16条 本連盟は、登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を拒否することができる。

- (1) 登録の申請に関し、虚偽の申告をしたとき。
- (2) 申請前1年以内に登録の取消しを受けた者であるとき。
- (3) 柔道以外の格闘技系競技（プロレス、プライド、K-1等）において、プロ選手またはプロコーチとして登録され、または契約している者および登録または契約が終了してから、競技者として活動しようとする者にあつては3年間、それ以外にあつては1年間にそれぞれ経過していない者であるとき。
- (4) 過去において倫理・懲戒規定第2条に掲げる違反行為をする等、本連盟の会員としてふさわしくないと認められる者。

(脱退)

第17条 本連盟の会員であることをやめようとするときは、その者が登録の申請をした都道府県柔道連盟（協会）を通して、本連盟に脱退届を提出するものとする。

(登録の取消し)

第18条 虚偽の申請に基づき登録したときは、その者の登録を取消することができる。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決裁を経て行う。

附則

1. この規程は、平成4年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成9年4月1日から一部改正（登録費）して施行する。
3. この規程は、平成16年4月1日から一部改正（登録費と対象）して施行する。
4. この規程は、平成22年4月1日から一部改正（登録の拒否）して施行する。
5. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
6. この規程は、平成25年4月1日から一部改正（登録の区分の変更）して施行する。
7. この規程は、平成26年4月1日から一部改正（特別会員の廃止等）して施行する。
8. この規程は、平成27年4月1日から一部改正（オンライン登録への変更）して施行する。
9. この規程は、平成27年11月30日から一部改正（公認資格登録追加等）して施行する。
10. この規程は、平成29年4月1日から一部改正（改廃条文の改正、休会員の新設、登録要領の廃止）して施行する。
11. この規程は、平成30年12月10日から一部改正（登録区分、公認資格登録費変更）し、平成31年度登録から施行する。

登録規程の改正

2018.12.21.

旧規程	新規程	改正の趣旨
<p>(個人会員登録)</p> <p>第4条 個人会員資格による登録は、本連盟および加盟団体、その他の下部組織(以下「本連盟等」という。)の主催、共催、後援または所管に係る競技会に選手として出場しようとする者、審判員・監督・コーチ等、競技者に対する指導的な活動をしようとする者、および本連盟・都道府県柔連(協会)の役員について行う。</p> <p>2. 個人会員資格による登録の区分は、役員・指導者(役員等、<u>公認指導者</u>、学校顧問)、競技者(社会人、大学生、高校生、中学生、小学生および未就学児)とする。</p> <p>3. 本部会員は、本連盟の役員および職員、公益財団法人講道館の役員および職員、本連盟の理事会が承認した者とする。</p> <p>4. 個人会員登録者は、団体会員登録が完了している団体に所属しなければならない。</p> <p>5. 休会員は、出産、育児、業務多忙、傷病等(以下「出産・育児等」という。)の特別の事情を有する者が、休会届を提出することにより管轄する団体から休会を認定された者とする。なお、休会期間は、1年、2年、3年とする。</p>	<p>(個人会員登録)</p> <p>第4条 同左</p> <p>2. 個人会員資格による登録の区分は、役員・指導者(役員等、公認指導者、学校顧問)、競技者(社会人、大学生、高校生、中学生、小学生および未就学児)とする。</p> <p>3. 同左</p> <p>4. 同左</p> <p>5. 同左</p>	<p>公認資格のうち「公認指導者」のみ取り扱いを異にする必要はないので、個人登録の区分から「公認指導者」を除く。</p>
<p>(公認資格登録)</p> <p>第6条 審判員の資格を取得した者は役員・指導者登録または競技者(社会人)登録(Cライセンスは大学生登録も可)および審判員資格登録を行う。</p> <p>2. 指導者の資格を取得した者は役員・指導者登録および指導者資格登録を行う。</p> <p>3. 形審査員の資格を取得した者は役員・指導者登録および形審査員資格登録を行う。</p> <p>4. 第8条第3項の規定に基づき、資格の有効期間内に当該資格の登録の更新の申請を行わなかった場合には、<u>当該</u></p>	<p>(公認資格登録)</p> <p>第6条 <u>公認資格を取得した者は、個人会員登録に加え公認資格登録を行う。</u></p> <p>2. (削除)</p> <p>3. (削除)</p> <p><u>2.</u> 第8条第3項の規定に基づき、資格の有効期間内に当該資格の登録の更新の申請を行わなかった場合には、当該</p>	<p>同旨の反復を避けるため、条文を整理する。</p> <p>公認資格標準化のため、文言を変更する。項番号整理。</p>

資格を喪失する。	資格は有効でなくなる。																																																																															
5. 休会員は、前項の規定は適用しない。	3. 休会員には前項の規定は適用しない。	文章整理。項番号整理。																																																																														
(登録費等) 第13条 登録をする会員(個人、団体)が申請の際に納付すべき登録費の額は、本連盟に納入する分と、都道府県柔道連盟(協会)等に納入する分を合算した金額とする。	(登録費等) 第13条 同左																																																																															
2. 登録費のうち本連盟納入分の額は、登録の種類および登録者の区分に応じ、以下に掲げる金額とする。	2. 登録費のうち本連盟納入分の額は、登録の種類および登録者の区分に応じ、以下に掲げる金額とする。																																																																															
(登録)	(会員資格登録費)																																																																															
<table border="0"> <thead> <tr> <th>会員資格</th> <th>登録区分</th> <th>登録費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">個人会員</td> <td>役員等</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>公認指導者(準指導員含む)</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>学校顧問</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>社会人</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>出身校(社会人)</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>出身校(大学在学中)</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>未就学児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>休会員</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>本部会員</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">団体会員</td> <td>一般(実業団、道場・クラブ、警察)</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>大学(専門学校含む)</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>少年(中学生を含む)</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>少年(小学生・未就学児)</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	会員資格	登録区分	登録費	個人会員	役員等	2,600円	公認指導者(準指導員含む)	2,600円	学校顧問	2,600円	社会人	1,600円	出身校(社会人)	1,600円	出身校(大学在学中)	1,300円	大学生	1,300円	高校生	1,000円	中学生	800円	小学生	500円	未就学児	無料	休会員	免除	本部会員	10,000円	団体会員	一般(実業団、道場・クラブ、警察)	4,500円	大学(専門学校含む)	2,500円	少年(中学生を含む)	1,500円	少年(小学生・未就学児)	500円	<table border="0"> <thead> <tr> <th>会員資格</th> <th>登録区分</th> <th>登録費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">個人会員</td> <td>役員等</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>公認指導者(準指導員含む)</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>学校顧問</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>社会人</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>出身校(社会人)</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>出身校(大学在学中)</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>未就学児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>休会員</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>本部会員</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">団体会員</td> <td>一般(実業団、道場・クラブ、警察)</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>大学(専門学校含む)</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>少年(中学生を含む)</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>少年(小学生・未就学児)</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	会員資格	登録区分	登録費	個人会員	役員等	2,600円	公認指導者(準指導員含む)	2,600円	学校顧問	無料	社会人	1,600円	出身校(社会人)	1,600円	出身校(大学在学中)	1,300円	大学生	1,300円	高校生	1,000円	中学生	800円	小学生	500円	未就学児	無料	休会員	免除	本部会員	10,000円	団体会員	一般(実業団、道場・クラブ、警察)	4,500円	大学(専門学校含む)	2,500円	少年(中学生を含む)	1,500円	少年(小学生・未就学児)	500円	<p>公認資格のうち「公認指導者」のみ取り扱いを異にする必要はないので、個人会員の登録区分から「公認指導者」を除く。</p> <p>学校顧問は登録によるメリットを受けないため無料とする。</p>
会員資格	登録区分	登録費																																																																														
個人会員	役員等	2,600円																																																																														
	公認指導者(準指導員含む)	2,600円																																																																														
	学校顧問	2,600円																																																																														
	社会人	1,600円																																																																														
	出身校(社会人)	1,600円																																																																														
	出身校(大学在学中)	1,300円																																																																														
	大学生	1,300円																																																																														
	高校生	1,000円																																																																														
	中学生	800円																																																																														
	小学生	500円																																																																														
	未就学児	無料																																																																														
	休会員	免除																																																																														
	本部会員	10,000円																																																																														
団体会員	一般(実業団、道場・クラブ、警察)	4,500円																																																																														
	大学(専門学校含む)	2,500円																																																																														
	少年(中学生を含む)	1,500円																																																																														
	少年(小学生・未就学児)	500円																																																																														
会員資格	登録区分	登録費																																																																														
個人会員	役員等	2,600円																																																																														
	公認指導者(準指導員含む)	2,600円																																																																														
	学校顧問	無料																																																																														
	社会人	1,600円																																																																														
	出身校(社会人)	1,600円																																																																														
	出身校(大学在学中)	1,300円																																																																														
	大学生	1,300円																																																																														
	高校生	1,000円																																																																														
	中学生	800円																																																																														
	小学生	500円																																																																														
	未就学児	無料																																																																														
	休会員	免除																																																																														
	本部会員	10,000円																																																																														
団体会員	一般(実業団、道場・クラブ、警察)	4,500円																																																																														
	大学(専門学校含む)	2,500円																																																																														
	少年(中学生を含む)	1,500円																																																																														
	少年(小学生・未就学児)	500円																																																																														
(公認資格登録費)	(公認資格登録費)																																																																															
<table border="0"> <thead> <tr> <th>資格区分</th> <th>登録費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審判員 顧問審判員</td> <td>20,000円(初回のみ)</td> </tr> <tr> <td>Sライセンス審判員</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資格区分	登録費	審判員 顧問審判員	20,000円(初回のみ)	Sライセンス審判員	3,000円	<table border="0"> <thead> <tr> <th>資格区分</th> <th>登録費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審判員 顧問審判員</td> <td>20,000円(初回のみ)</td> </tr> <tr> <td>Sライセンス審判員</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資格区分	登録費	審判員 顧問審判員	20,000円(初回のみ)	Sライセンス審判員	3,000円																																																																			
資格区分	登録費																																																																															
審判員 顧問審判員	20,000円(初回のみ)																																																																															
Sライセンス審判員	3,000円																																																																															
資格区分	登録費																																																																															
審判員 顧問審判員	20,000円(初回のみ)																																																																															
Sライセンス審判員	3,000円																																																																															

<p>Aライセンス審判員 2,500円 Bライセンス審判員 1,500円 Cライセンス審判員 1,000円 形審査員 1,000円</p> <p>指導者資格にかかる登録費については、上記公認指導者(準指導員含む)登録費2,600円のみである。</p> <p>(保険料) 障害補償・見舞金制度保険料 600円 (年齢にかかわらず一律) 公認指導者賠償責任保険料(任意契約分) 所定の金額</p> <p>3. 登録費のうち、都道府県柔道連盟(協会)納入分の額は、登録の種類および登録者の区分に応じ、対応する本連盟納入分の額の2倍に相当する金額を上限として、都道府県柔道連盟(協会)が定めるものとする。 4. 登録の手続きが完了した後は、一旦納入された登録費はいかなる理由があっても返還しない。 5. 登録費と同時に納入する「審判員登録費」は、別途定める「公認審判員規程」による。 6. 登録費と同時に納入する「形審査員登録費」は、別途定める「公認形審査員規程」による。 7. 登録費と同時に納入する「保険料」は、別途定める「障害補償・見舞金制度」による。 8. 登録費収入は、その総額の50%以下を本連盟の管理運営の財源として使用するものとする。</p>	<p>Aライセンス審判員 2,500円 Bライセンス審判員 1,500円 Cライセンス審判員 1,000円 形審査員 1,000円 指導員 1,000円</p> <p>ただし、在学中の者については公認資格登録費を無料とする。</p> <p>(保険料) 障害補償・見舞金制度保険料 600円 (年齢にかかわらず一律) 公認指導者賠償責任保険料(任意契約分) 所定の金額</p> <p>3. 同左 4. 同左 5. (削除) 6. (削除) 5. 登録費と同時に納入する「保険料」は、別途定める「障害補償・見舞金制度」による。 6. 登録費収入は、その総額の50%以下を本連盟の管理運営の財源として使用するものとする。</p>	<p>新たに指導員の公認資格登録費を設ける。 大学資格取得促進のため、在学中は無料とする。</p> <p>第2項と重複するため削除する。 第2項と重複するため削除する。 項番号整理。 項番号整理。</p>
<p>付則 1. この規程は、平成4年4月1日から施行する。 2. この規程は、平成9年4月1日から一部改正(登録費)して施行する。 3. この規程は、平成16年4月1日から一部改正(登録費</p>	<p>附則 1. 同左 2. 同左 3. 同左</p>	<p>文言整理</p>

<p>と対象)して施行する。</p> <p>4. この規程は、平成22年4月1日から一部改正（登録の拒否）して施行する。</p> <p>5. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。</p> <p>6. この規程は、平成25年4月1日から一部改正（登録の区分の変更）して施行する。</p> <p>7. この規程は、平成26年4月1日から一部改正（特別会員の廃止等）して施行する。</p> <p>8. この規定は、平成27年4月1日から一部改正（オンライン登録への変更）して施行する。</p> <p>9. この規定は、平成27年11月30日から一部改正（公認資格登録追加等）して施行する。</p> <p>10. この規定は、平成29年4月1日から一部改正（改廃条文の改正、休会員の開設、登録要領の廃止）して施行する。</p>	<p>4. 同左</p> <p>5. 同左</p> <p>6. 同左</p> <p>7. 同左</p> <p>8. この規程は、平成27年4月1日から一部改正（オンライン登録への変更）して施行する。</p> <p>9. この規程は、平成27年11月30日から一部改正（公認資格登録追加等）して施行する。</p> <p>10. この規程は、平成29年4月1日から一部改正（改廃条文の改正、休会員の開設、登録要領の廃止）して施行する。</p> <p>11. この規程は、平成30年12月10日から一部改正（登録区分変更、公認資格登録費変更）し、平成31年度登録より施行する。</p>	
--	---	--

公認柔道指導者資格制度規程

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）における柔道指導者のさらなる資質の向上および指導力の強化を図り、これをもって日本柔道の普及・発展に寄与することを目的とする。

第2章 指導者

(指導者の区分)

第2条 本連盟が公認する柔道指導者として、A指導員、B指導員、C指導員、準指導員の4つの区分を設ける。

2. 前項の指導者のほかに、学校教員等を対象とした「学校顧問特例資格」を設ける。当該資格制度については、第5章で定める。

(指導者の位置付けおよび資格)

第3条 前条第1項に定める各指導者の位置付けおよびその資格は次のとおりとする。

(1) A指導員

指導者を養成するために必要とされる程度の高度な指導力を有する者。

指導者向け講習会の講師を務める資格および本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、A指導員取得者は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（コーチ）を取得することが望ましい。

(2) B指導員

選手の指導に必要とされる専門的な指導力を有する者。

本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、B指導員取得者は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（指導員）を取得することが望ましい。

(3) C指導員

選手の指導に必要とされる基礎的な指導力を有する者。

本連盟の加盟・構成団体が主催する各都道府県大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、本連盟またはその加盟・構成団体が主催する全国および各地区レベルの大会（各都道府県大会のレベルを超える大会）において、A指導員またはB指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。

(4) 準指導員

単独での指導は認められないが、A指導員、B指導員、C指導員による選手の指導を補佐できる者。

2. 本連盟の加盟・構成団体が主催する各都道府県大会において、A指導員、B指導員、C指導員が監

督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。また、本連盟またはその加盟・構成団体が主催する各地区レベルの大会（各都道府県大会のレベルを超える大会）において、A指導員またはB指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。

（指導者資格基準）

第4条 指導者資格の認定を受けるためには、各区分に応じ別表1に定める基準をすべて満たさなければならない。

2. 指導者資格に係る登録、更新の手続きその他の事項については、第4章で定める。

（指導者の義務）

第5条 指導者は、常に自らの指導力の向上を図るとともに、指導者としてふさわしい言動及び行動をとらなければならない。

2. 指導者資格の認定を受けた者は、資格の有効期間内に必要な講習を受けなければならない。

（指導者資格の有効期間）

第6条 A指導員資格、B指導員資格およびC指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その4年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に本連盟が指定する更新に係る講習会を受講し、別途定められた条件を満たすことにより、さらに4年間更新されるものとし、以後これにならう。

2. 準指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その2年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に当該資格を認定する資格審査委員会が指定する更新に係る講習会を受講することにより、さらに2年間更新されるものとし、以後これにならう。

（指導者資格の停止、喪失、有効要件）

第7条 指導者（A指導員、B指導員に限る）としての技量が不足していると認めるときは、本連盟はその指導者資格を期間を定めて停止し、または喪失させることができる。

2. 前項の資格の停止または喪失は、中央指導者資格審査委員会が行う。ただし、当該指導者に対して懲戒委員会により懲戒処分が科せられる場合には、同処分と併せて懲戒委員会が行うことができる。
3. 指導者資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。

- (1) 指導者資格が認定され、有効期間内にあること。
- (2) 本連盟会員登録をしていること（ただし、休会員登録を除く）。
- (3) 指導者資格登録をしていること。
- (4) 指導者資格が停止されていないこと。

（指導者資格の再有効化）

第8条 指導者資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となる。

- (1) 更新しないまま有効期間を徒過したとき。→更新の要件を満たす。
- (2) 会員登録、資格登録を怠ったとき。→登録する。
- (3) 指導者資格が停止されたとき。→停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たす。

（休会員の指導者資格）

第9条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認指導員が個人会員登録の休会を認められた場合、指導者資格も同時に有効でなくなる。また、休会員が個人登録を再開するとき、指導者資格も有効となる。

（公認柔道指導員マークと全柔連エンブレム）

第10条 A指導員、B指導員、C指導員は、それぞれの資格区分に対応した公認柔道指導員マークを上着等や柔道衣に付けるなどして、資格を明確にして指導することに努めることとする。また、全柔連が任命する講習会講師等も、同様に、全柔連エンブレムを柔道衣に付けて指導することに努めることとする。

2. 公認柔道指導員マークは上着等に装着するピンバッジと柔道衣に装着するワッペンとの2タイプ、全柔連エンブレムは柔道衣に装着するワッペンタイプとし、それぞれデザインおよび装着方法については、別途定める。
3. 公認柔道指導員マークについては、資格が有効でない者の使用は認めない。
4. 全柔連マークを使用できる者は、次に掲げる立場の者のみとし、その任にある期間の使用を認める。
 - ・全柔連主催の講習会・研修会等における講師
 - ・全柔連主催以外の講習会等において全柔連が派遣する講師
 - ・全柔連の役員、専門委員会と特別委員会に所属する者
 - ・その他全柔連が特に認める者

（受験料等）

第11条 指導者資格審査試験の受験料（講習会受講費を含む。）および更新に係る講習会受講費は別表2のとおりとする。

（公認柔道指導者資格制度運用要領）

第12条 公認指導者資格制度に関する事項でこの規程に定めないものは、公認柔道指導者資格制度運用要領の定めるところによる。

第3章 資格審査委員会

（中央指導者資格審査委員会）

第13条 次の各号の権限を有する機関として、本連盟内に中央指導者資格審査委員会を設ける。

- (1) A指導員の資格認定
- (2) A指導員およびB指導員資格の期間を定めての停止、喪失の決定
- (3) 都道府県指導者資格審査委員会の統括

2. 中央指導者資格審査委員会は、5名以上10名以下の委員で構成されるものとし、そのうち1名が委員長を務める。
3. 中央指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命権および解任権は本連盟会長がその権限を有する。各委員の任期は4年間とし、連続しての再任は2期までとする。なお、任命時における委員の年齢は満70歳未満とする。

(都道府県指導者資格審査委員会)

第14条 次の各号の権限を有する機関として、各都道府県を統括する加盟団体ごとに、指導者資格審査委員会を設ける。

- (1) 中央指導者資格審査委員会から委託を受けたB指導員、C指導員、準指導員および「学校顧問特例資格」の資格の審査と認定
 - (2) B指導員、C指導員および準指導員資格の期間を定めての資格の停止
 - (3) A指導員候補者の中央指導者資格審査委員会への推薦
2. 各都道府県を統括する加盟団体は、B指導員、C指導員および準指導員資格について、第7条及び第8条の規定を準用して、資格の期間を定めての停止または喪失を行うことができる。
 3. 各都道府県の指導者資格審査委員会は、5名以上8名以下の委員で構成されるものとし、そのうち1名が委員長を務める。
 4. 各都道府県の指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命権および解任権は各都道府県を統括する加盟団体の長がその権限を有する。各委員の任期は4年間とし、連続しての再任は2期までとする。なお、任命時における委員の年齢は満75歳未満とする。

第4章 登録

(登録手続き)

第15条 登録の手続きは、本連盟登録規程、登録要領および公認指導者資格制度運用要領の定めるところによる。

(指導者資格登録有効期間)

第16条 指導者資格登録有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2. 年度途中で指導者資格の認定を受けた者および指導者資格の停止期間が満了し再有効化の条件(もしあれば)を満たした者は、すみやかに指導者資格登録の手続きを行うことを推奨する。

(登録の抹消)

第17条 指導者資格が停止または喪失されたときは、指導者資格登録は抹消される。

第5章 学校顧問特例資格

(学校顧問特例資格)

第18条 学校顧問特例資格とは、学校内での指導を保証あるいは禁止するものではなく、あくまで大会等の引率業務を支援する目的で特例措置として設置するものである。

2. 有効な学校顧問特例資格を有するものは、本連盟またはその加盟団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務めることができる。また、原則として2年に1回、全柔連が指定する講習会（安全指導、基本指導の講習）を受講することを推奨する。

（学校顧問特例資格基準）

第19条 以下の条件を全て満たす者は、所定の手続きを経て学校顧問特例資格の認定を受けることができる。

- (1) 学校教員で所属校の部活動の(管理的)顧問。
 - (2) 柔道の指導経験が乏しく、指導者資格の取得が期待できない者。ただし、部活動コーチとして有資格の外部指導者がいる、所属する町道場で有資格者が指導しているなど、指導下にある生徒には他に資格を保有した公認指導者が存在することを推奨する。
2. 原則として、公認柔道指導者資格を取得可能な教員は申請できない。

（学校顧問特例資格認定の手続き）

第20条 学校顧問特例資格は、本連盟公認柔道指導者資格制度規程で定める都道府県指導者資格審査委員会で審査し認定する。

2. 認定希望者は所定の申請書に記入のうえ、各都道府県柔道連盟（協会）に提出する。
3. 本資格の申請料は徴収しない。

（学校顧問特例資格の有効要件）

第21条 学校顧問特例資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。

- (1) 特例資格が認定され、有効期間内にあること。ただし、本資格の有効期間は当該年度末（3月31日）までとし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。
- (2) 本連盟会員登録（学校顧問）をしていること。

第6章 その他

（改廃）

第22条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して施行する。
3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。
4. この規程は、平成28年4月1日から、一部改正して施行する。
5. この規程は、平成29年4月1日から、一部改正して施行する。
6. この規程は、平成29年6月8日から、一部改正して施行する。
7. この規程は、平成30年12月10日から、一部改正して施行する。

【別表 1】公認柔道指導者 資格基準

	A指導員	B指導員	C指導員	準指導員
登録*	本連盟登録会員であること			
年齢*	満 20 歳以上であること			満 18 歳以上
段位*	三段以上		二段以上	初段以上
指導経験等*	B 指導員資格を取得後 2 年以上かつ、C 指導員資格取得後 8 年以上、継続的に指導に関わっていること	C 指導員資格取得後 2 年以上継続的に指導に関わっていること	なし	なし
推薦	都道府県の資格審査委員会からの推薦を受けること	—	—	所属登録団体の指導者（A～C 資格保有者）から推薦を受けること
試験等	本連盟が実施する講習会を受講し、資格審査試験に合格すること	各都道府県を統括する加盟団体が実施する講習会を受講し、資格審査試験に合格すること		各都道府県が統括する加盟団体が実施する講習会を受講すること

*受講時点で基準を満たしていること。（ただし、年齢については満 18 歳以上であれば受講することはできるが、その場合は満 20 歳になることを停止条件として資格が認定される。）

【別表 2】公認柔道指導者資格 資格審査試験受験料・更新講習会手数料

	A指導員	B指導員	C指導員	準指導員
資格審査試験受験料 (講習会受講料を含む)	8,000 円	6,000 円	4,000 円	2,000 円
更新講習会手数料	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円

(注) 本連盟会長が特に認めた場合は、上記と異なる料金とすることができる。

旧規程	新規程	改正の趣旨
第1章 目的	同左	
<p>第1条（目的）</p> <p>この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）における柔道指導者のさらなる資質の向上および指導力の強化を図り、これをもって日本柔道の普及・発展に寄与することを目的とする。</p>	同左	
第2章 指導者	同左	
<p>第2条（指導者の区分）</p> <p>本連盟が公認する柔道指導者として、A指導員、B指導員、C指導員、準指導員の4つの区分を設ける。</p> <p>2. 前項の指導者のほかに、学校教員等を対象とした「学校顧問特例資格」を設ける。当該資格制度については、<u>この規程とは別に定めるものとする。</u></p>	<p>同左</p> <p>2. 前項の指導者のほかに、学校教員を対象とした「学校顧問特例資格」を設ける。当該資格制度については、<u>第5章で定める。</u></p>	<p>【規程整備】</p> <p>現行の「学校顧問特例資格制度」は規程類としての位置付けが不明なので、本規程に取り込んで明確化する。本制度は学校教員のみ適用されることを明確化する。</p>
<p>第3条（指導者の位置付けおよび資格）</p> <p>前条第1項に定める各指導者の位置付けおよびその資格は次のとおりとする。</p> <p>(1) A指導員</p> <p>指導者を養成するために必要とされる<u>程度</u>の高度な指導力を有する者。</p> <p>指導者向け講習会の講師を務める資格および本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、A指導員取得者は日本<u>体育協会</u>公認スポーツ指導者（コーチ）を取得することが望ましい。</p> <p>(2) B指導員</p> <p>選手の指導に必要とされる<u>専門的</u>な指導力を有する者。</p>	<p>前条第1項に定める各指導者の位置付けおよびその資格は次のとおりとする。</p> <p>(1) A指導員</p> <p>指導者を養成するために必要とされる高度な指導力を有する者。</p> <p>指導者向け講習会の講師を務める資格および本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、A指導員取得者は日本<u>スポーツ協会</u>公認スポーツ指導者（コーチ）を取得することが望ましい。</p> <p>(2) B指導員</p> <p>選手の指導に必要とされる<u>専門的</u>な指導力を有する者。</p>	<p>【規程整備】</p> <p>「程度の」を削除し、表現を明確化する。</p> <p>名称変更 日本体育協会→日本スポーツ協会</p>

<p>本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、B指導員取得者は日本<u>体育</u>協会公認スポーツ指導者（指導員）を取得することが望ましい。</p> <p>(3) C指導員 選手の指導に必要とされる基礎的な指導力を有する者。本連盟の加盟・構成団体が主催する各都道府県大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、本連盟またはその加盟・構成団体が主催する全国および各地区レベルの大会（各都道府県大会のレベルを超える大会）において、A指導員またはB指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。</p> <p>(4) 準指導員 単独での指導は認められないが、A指導員、B指導員、C指導員による選手の指導を補佐できる者。本連盟の加盟・構成団体が主催する各都道府県大会において、A指導員、B指導員、C指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。また、本連盟またはその加盟・構成団体が主催する各地区レベルの大会（各都道府県大会のレベルを超える大会）において、A指導員またはB指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。</p>	<p>本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、B指導員取得者は日本<u>スポーツ</u>協会公認スポーツ指導者（指導員）を取得することが望ましい。</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>日本体育協会→日本スポーツ協会</p>
<p>第4条（指導者資格基準） 指導者資格の認定を受けるためには、各区分に応じ別表1に定める基準をすべて満たさなければならない。</p> <p>2. 指導者資格の認定を受けた者は、指導者の区分による登録(以下「指導者資格登録」という)の手続きを行うとともに、毎年度、更新の手続きを行わなければならない。</p>	<p>同左</p> <p>2. 削除</p>	<p>【規程整備】</p> <p>「公認指導者（準指導員含む）」という個人登録区分は廃止される。</p>

<p>3. 前項に定める登録、更新の手続きその他の事項については別途定める。</p>	<p>2. 指導者資格に係る登録、更新の手続きその他の事項については第4章で定める。</p>	<p>「公認柔道指導者資格登録規程」を別途定める実益はなく、却って本規程との齟齬を生んでいるため、本規程に取り込む。</p>
<p>第5条（指導者の義務） 指導者は、常に自らの指導力の向上を図るとともに、指導者としてふさわしい言動及び行動をとらなければならない。</p> <p>2. 指導者資格の認定を受けた者は、資格の有効期間内に必要な講習を受けなければならない。</p> <p>3. 有効期間内に、定められた資格更新講習会を受講するものとする。</p>	<p>同左</p> <p>2. 同左</p> <p>(3. を削除)</p>	<p>【規程整備】</p> <p>2. と同旨であるため削除する。</p>
<p>第6条（指導者資格の有効期間） A指導員資格、B指導員資格およびC指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日を起点として、直後に到来する4月1日から4年後の3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に本連盟や各都道府県を統括する加盟団体が指定する更新に係る講習会を受講し、別途定められた条件を満たすことにより、さらに4年間更新されるものとし、以後これにならう。</p> <p>2. 準指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日を起点として、直後に到来する4月1日から2年後の3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に本連盟や各都道府県を統括する加盟団体が指定する更新に係る講習会を受講することにより、さらに2年間更新されるものとし、以後これにならう。</p>	<p>A指導員資格、B指導員資格およびC指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その4年後<u>応当日の直後に到来する</u>3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に、本連盟や各都道府県を統括する加盟団体が指定する更新に係る講習会を受講し、別途定められた条件を満たすことにより、さらに4年間更新されるものとし、以後これにならう。</p> <p>2. 準指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その2年後<u>応当日の直後に到来する</u>3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に、当該資格を認定する資格審査委員会が指定する更新に係る講習会を受講することにより、さらに2年間更新されるものとし、以後これにならう。</p>	<p>【公認資格標準化】 現行規定の文言では資格の認定を受けた日からその直後に到来する3月31日までは有効期間に含まれないことになる。 更新講習会は、本連盟が指定することとする。</p>
<p>第7条（指導者資格の停止、喪失） 指導者（A指導員、B指導員に限る）が、次の各号の一に該当する場合、本連盟は、その指導者資格を期間を定めて停止し、または喪失させることができる。</p>	<p>第7条（指導者資格の停止、喪失、有効要件） 指導者（A指導員、B指導員に限る）としての技量が不足していると認めるときは、本連盟は、その指導者資格を期間を定めて停止し、または喪失させることができる。</p>	<p>【公認資格標準化】</p>

<p>(1) <u>本連盟の「指導者資格登録」を行わなかったとき</u></p> <p>(2) <u>資格の有効期間の更新を怠ったとき</u></p> <p>(3) <u>指導者としての技量が不足していると認めたとき</u></p> <p>2. 前項の資格の停止または喪失は、中央指導者資格審査委員会が行う。ただし、当該指導者に対して懲戒委員会により懲戒処分が科せられる場合には、同処分と併せて懲戒委員会が行うことができる。</p>	<p>2. 前項の資格の停止または喪失は、中央指導者資格審査委員会が行う。ただし、当該指導者に対して懲戒委員会により懲戒処分が科せられる場合には、同処分と併せて懲戒委員会が行うことができる。</p> <p><u>3. 指導者資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。</u></p> <p>(1) <u>指導者資格が認定され、有効期間内にあること。</u></p> <p>(2) <u>本連盟会員登録をしていること(ただし、休会員登録を除く)。</u></p> <p>(3) <u>指導者資格登録をしていること。</u></p> <p>(4) <u>指導者資格が停止されていないこと。</u></p>	<p>資格の有効要件を明確化する。</p>
<p>第8条(指導者資格の回復)</p> <p><u>前条に基づき指導者資格を停止され、または喪失した者は、次に定める手続きにより、指導者資格停止の解除または再認定を求めることができる。</u></p> <p>(1) <u>指導者資格停止の解除を希望する者は、所定の様式により各都道府県を統括する加盟団体を経由して本連盟に指導者資格停止解除の申請を行うことができる。中央指導者資格審査委員会は申請内容を吟味し、指導者資格停止の解除の可否を決定する。</u></p> <p>(2) <u>指導者資格を喪失した者は、あらかじめ中央指導者資格審査委員会が定めた期間を経た後、あらためて第4条に定める指導者資格基準を満たすことにより、指導者資格の認定を受けることができる。</u></p> <p>(3) <u>資格停止の解除または資格喪失後の再認定に当たっては、審査料として5,000円を徴収する。</u></p>	<p>第8条(指導者資格の再有効化)</p> <p><u>指導者資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となる。</u></p> <p>(1) <u>更新しないまま有効期間を徒過したとき、更新の要件を満たす。</u></p> <p>(2) <u>会員登録、資格登録を怠ったとき、登録する。</u></p> <p>(3) <u>指導者資格が停止されたとき、停止期間が満了し、条件(もしあれば)を満たす。</u></p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>形式要件不備により資格が有効でなくなった場合は、形式要件を満たすことにより資格が再び有効化されることとする。</p> <p>なお、懲戒処分としての停止は期間の経過以外には解除されないこととし、喪失は原則として再認定を認めないこととする。</p>

<p>第9条（休会員の指導者資格）</p> <p>本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認指導員が個人会員登録の休会を認められた場合、指導者資格も同時に<u>停止される</u>。また、休会員が個人登録を再開するとき、<u>停止されていた指導者資格も同時に復活する</u>。</p>	<p>本連盟登録規程第4条第5項に定めるところにより、公認指導員が個人会員登録の休会を認められた場合、指導者資格も同時に有効でなくなる。また、休会員が個人登録を再開するとき、指導者資格も有効となる。</p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>文言を「有効」「有効でない」に統一する。</p>
<p>第10条（公認柔道指導員マークと全柔連エンブレム）</p> <p>A指導員、B指導員、C指導員は、それぞれの資格区分に対応した公認柔道指導員マークを上着等や柔道衣に付けるなどして、資格を明確にして指導することに努めることとする。また、全柔連が任命する講習会講師等も、同様に、全柔連エンブレムを柔道衣に付けて指導することに努めることとする。</p> <p>2. 公認柔道指導員マークは上着等に装着するピンバッジと柔道衣に装着するワッペン<small>の2タイプ</small>、全柔連エンブレムは柔道衣に装着するワッペン<small>タイプとし</small>、それぞれデザインおよび装着方法については、<u>指導者養成委員会で定めるとおりとする</u>。</p> <p>3. <u>公認柔道指導員マークは、A指導員、B指導員、C指導員のみが使用することができる</u>。公認指導者資格を保有しない者、公認指導者資格が停止または喪失中の者の使用は認めない。</p> <p>4. 全柔連マークを使用できる者は、次に掲げる立場の者のみとし、その任にある期間の使用を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全柔連主催の講習会・研修会等における講師 ・全柔連主催以外の講習会等において全柔連が派遣する講師 ・全柔連の役員、専門委員会と特別委員会に所属する者 ・その他全柔連が特に認める者 	<p>同左</p> <p>2. 公認柔道指導員マークは上着等に装着するピンバッジと柔道衣に装着するワッペン<small>の2タイプ</small>、全柔連エンブレムは柔道衣に装着するワッペン<small>タイプとし</small>、それぞれデザインおよび装着方法については、別途定める。</p> <p>3. 公認柔道指導員マークについては、資格が有効でない者の使用は認めない。</p> <p>4. 同左</p>	<p>【規程整備】</p> <p>指導者養成委員会廃止に伴い、デザインおよび装着方法については、運用要領で定めることとする。</p> <p>文言を「有効でない」に統一する。</p>
<p>第11条（受験料等）</p> <p>指導者資格審査試験の受験料（講習会受講費を含む。）およ</p>	<p>同左</p>	

び更新に係る講習会受講費は別表2のとおりとする。		
第12条（公認柔道指導者資格制度運用要領） 公認指導者資格制度に関する事項でこの規程に定めのないものは、公認柔道指導者資格制度運用要領の定めるところによる。	同左	
第3章 資格審査委員会	同左	
第13条（中央指導者資格審査委員会） 次の各号の権限を有する機関として、本連盟内に中央指導者資格審査委員会を設ける。 (1) A指導員の資格認定 (2) A指導員およびB指導員資格の期間を定めての停止、喪失の決定 (3) <u>A指導員およびB指導員資格の停止の解除、喪失した者の資格の再認定の決定</u> (4) 都道府県指導者資格審査委員会の統括 2. 中央指導者資格審査委員会は、5名以上10名以下の委員で構成されるものとし、そのうち1名が委員長を務める。 3. 中央指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命権および解任権は本連盟会長がその権限を有する。各委員の任期は2年間とし、連続しての再任は2期までとする。なお、任命時における委員の年齢は満75歳未満とする。	次の各号の権限を有する機関として、本連盟内に中央指導者資格審査委員会を設ける。 (1) A指導員の資格認定 (2) A指導員およびB指導員資格の期間を定めての停止、喪失の決定 (3) A指導員およびB指導員資格の停止の解除、喪失した者の資格の再認定の決定 (3) 都道府県指導者資格審査委員会の統括 2. 同左 3. 中央指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命権および解任権は本連盟会長がその権限を有する。各委員の任期は4年間とし、連続しての再任は2期までとする。なお、任命時における委員の年齢は満70歳未満とする。	【規程整備】 頻繁な委員変更の煩をさけるため委員の任期を4年間に延長する。 委員の年齢として75歳は高齢に過ぎるので、70歳に引き下げる。
第14条（都道府県指導者資格審査委員会） 次の各号の権限を有する機関として、各都道府県を統括する加盟団体ごとに、指導者資格審査委員会を設ける。 (1) 中央指導者資格審査委員会から委託を受けたB指導員、C指導員および準指導員の資格の審査と認定 (2) B指導員、C指導員および準指導員資格の期間を定めての資格の停止、 <u>喪失資格の停止の解除、再認定</u>	次の各号の権限を有する機関として、各都道府県を統括する加盟団体ごとに、指導者資格審査委員会を設ける。 (1) 中央指導者資格審査委員会から委託を受けたB指導員、C指導員、準指導員 および「学校顧問特例資格」の資格の審査と認定 (2) B指導員、C指導員および準指導員資格の期間を定めての資格の停止、 喪失資格の停止の解除、再認定	【公認資格標準化】 学校顧問特例資格制度を本規程に取り込んだことにより追加する。

<p>(3) A 指導員候補者の中央指導者資格審査委員会への推薦</p> <p>2. 各都道府県を統括する加盟団体は、B 指導員、C 指導員および準指導員資格について、第 7 条及び第 8 条の規定を準用して、資格の期間を定めての停止または喪失<u>及びその資格停止の解除または再認定</u>を行うことができる。</p> <p>3. 各都道府県の指導者資格審査委員会は、5 名以上 8 名以下の委員で構成されるものとし、そのうち 1 名が委員長を務める。</p> <p>4. 各都道府県の指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命権および解任権は各都道府県を統括する加盟団体の長がその権限を有する。各委員の任期は 2 年間とし、連続しての再任は 2 期までとする。なお、任命時における委員の年齢は満 75 歳未満とする。</p>	<p>(3) A 指導員候補者の中央指導者資格審査委員会への推薦</p> <p>2. 各都道府県を統括する加盟団体は、B 指導員、C 指導員および準指導員資格について、第 7 条及び第 8 条の規定を準用して、資格の期間を定めての停止または喪失及びその資格停止の解除または再認定を行うことができる。</p> <p>3. 同左</p> <p>4. 各都道府県の指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命権および解任権は各都道府県を統括する加盟団体の長がその権限を有する。各委員の任期は 4 年間とし、連続しての再任は 2 期までとする。なお、任命時における委員の年齢は満 75 歳未満とする。</p>	<p>頻繁な委員変更の煩をさけるため委員の任期を 4 年間に延長する。</p>
<p>(公認柔道指導者資格制度登録規程)</p>	<p>第 4 章 登録</p>	
<p>【登録】 第 1 条 (目的)</p> <p>本規程は、公益財団法人全日本柔道連盟 (以下「本連盟」という) 公認柔道指導者資格制度規程および本連盟登録規程に基づき、指導者資格の登録に関することについて定める。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】</p> <p>第 4 条第 3 項で定めているため不要。</p>
<p>【登録】 第 2 条 (登録義務)</p> <p>指導者資格の認定を受けた者は、指導者の区分による登録 (以下「指導者資格登録」という) の手続きを行わなければならない。</p> <p>2. 公認指導者は毎年、「指導者資格登録」の更新の手続きを行うものとする。</p> <p>3. 「指導者資格登録」を行わない場合は、指導者資格を喪失する。</p> <p>ただし、7 条に該当する者および本連盟が特に認めた場合はこの限りではない。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】</p> <p>第 7 条の有効要件で整理したため、本条項は不要。</p>

<p>【登録】第3条（登録手続き）</p> <p>登録の手続きは、本連盟登録規程、登録要領および公認指導者資格制度運用要領の定めるところによる。</p>	<p>第15条（登録手続き）</p> <p>同左</p>	
<p>【登録】第4条（登録有効期間）</p> <p>登録有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる1年とする。</p> <p>2. 年度途中で指導者資格の認定または復活認定を受けた者は、すみやかに「指導者資格登録」の手続きを行うものとする。</p>	<p>第16条（指導者資格登録有効期間）</p> <p>指導者資格登録有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>2. 年度途中で指導者資格の認定を受けた者および指導者資格の停止期間が満了し再有効化の条件（もしあれば）を満たした者は、すみやかに指導者資格登録の手続きを行うことを推奨する。</p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>指導者資格登録をしなくても、指導者資格が有効にならないだけであり、義務付ける必要はない。「復活」の概念はなくなる。</p>
<p>【登録】第5条（登録の抹消）</p> <p><u>指導者資格の認定を受けていた者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録が抹消され資格が取り消される。</u></p> <p><u>（1）指導者資格が停止または喪失したとき</u></p> <p><u>（2）指導者資格の有効期間内に、更新に必要な手続きを行わなかったとき</u></p> <p><u>（3）本連盟の「指導者資格登録」を行わなかったとき</u></p> <p><u>（4）本人または代理人から書面により指導者資格の認定を返上する申し出があったとき</u></p>	<p>第17条（登録の抹消）</p> <p>指導者資格が停止または喪失されたときは、指導者資格登録は抹消される。</p>	<p>【規程整備】</p> <p>有効要件で整理したため、本条項における要件定義は不要。</p>
<p>【登録】第6条（「指導者資格登録」の復活申請）</p> <p>指導者資格認定を受けた者のうち、第5条（2）および（3）により資格を失効した者については、所定の手続きを行うことにより、指導者資格登録の復活を認める。</p> <p>登録要件は以下のとおり。</p> <p>（1）（2）以外の第5条（2）による申請の場合は、審査料は徴収しないが、申請を行う前に必ず都道府県の定める更新講習会を受講すること。</p> <p>（2）平成25年度の制度開始当時における、第5条（3）による申請の場合は、期限を平成29年1月末日までとし、別途審査料として¥5,000を徴収する。</p>	<p>削除</p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>復活の概念はなくなるので本条項は不要。</p>

<p>【登録】第7条（「指導者資格登録」の猶予申請） やむを得ない事情により「指導者資格登録」を行うことができない場合は、認定年度中に所定の手続きを行うことにより、猶予措置を認める。 猶予の要件は以下のとおり。</p> <p>（1）指導者資格認定後、1回のみ猶予申請を行うことができる。</p> <p>（2）猶予期間は、資格認定を受けた日を起点として、直後に到来する4月1日から4年間とする。</p> <p>（3）猶予措置後に復活申請を行う場合は、必ず都道府県で定められた更新講習会を受講すること。 ただし、「指導者資格登録」を行っていない者の更新ポイント加算はできない。</p> <p>（4）前項に含まれない事例が発生した場合は、全柔連において審査し決定する。</p>	<p>削除</p>	<p>【公認資格標準化】 指導者資格登録をしなければ資格が有効にならないだけなので、猶予制度は必要ない。</p>
<p>【登録】第8条（休会員の指導者資格） 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認指導員が個人会員登録の休会を認められた場合、指導者資格も同時に停止される。また、休会員が個人登録を再開するとき、停止されていた指導者資格も同時に復活する。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】 第9条と同旨であるため不要。</p>
<p>【登録】第9条（補則） 登録に関する事項でこの規程に定めてないものは、公認柔道指導者資格制度運用要領の定めるところによる。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】 第12条と同旨であるため不要。</p>
<p>【登録】第10条（規程の改廃） この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】 第23条と同旨であるため不要。</p>
<p>附則</p> <p>1. 本規程は、平成28年4月1日から施行する。 2. 本規程は、平成29年6月8日から施行する。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】 公認柔道指導者資格制度登録規程は廃止されるため、本附則は不要。</p>
<p>（学校顧問特例資格制度）</p>	<p>第5章 学校顧問特例資格制度</p>	
<p>【特例】第1条（目的）</p>	<p>第18条（学校顧問特例資格）</p>	<p>【規程整備】</p>

<p>学校顧問特例資格とは、<u>大会などの引率「監督」として参加できる資格である。この資格は学校内での指導を保証あるいは禁止するものではなく、あくまで大会等の引率業務を支援する目的に設置するものである。</u></p>	<p>学校顧問特例資格とは、<u>学校内での指導を保証あるいは禁止するものではなく、あくまで大会等の引率業務を支援する目的で特例措置として設置するものである。</u></p> <p><u>2. 有効な学校顧問特例資格を有するものは、本連盟またはその加盟団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務めることができる。また、原則として2年に1回、全柔連が指定する講習会（安全指導、基本指導の講習）を受講することを推奨する。</u></p>	<p>【特例】第1条と【特例】第4条は、内容が重複かつ矛盾しているため、整理する。</p>
<p>【特例】第2条（条件）</p> <p><u>以下の条件を全て満たす者については柔道の普及発展の見地から特例措置として、全国大会等の引率ができるように配慮する。</u></p> <p>(1)学校教員で所属校の部活動の(管理的)顧問 (2)柔道の指導経験が乏しく、指導者資格の取得が期待できない者 ※ ただし、部活動コーチとして有資格の外部指導者がいる、所属する町道場で有資格者が指導しているなど、指導下にある生徒には他に資格を保有した公認指導者が存在することが望ましい。</p> <p>2. 原則として、公認柔道指導者資格を取得可能な教員は申請できない。</p>	<p><u>第19条（学校顧問特例資格基準）</u></p> <p><u>以下の条件を全て満たす者は、所定の手続きを経て学校顧問特例資格の認定を受けることができる。</u></p> <p>(1)学校教員で所属校の部活動の(管理的)顧問。 (2)柔道の指導経験が乏しく、指導者資格の取得が期待できない者。<u>ただし、部活動コーチとして有資格の外部指導者がいる、所属する町道場で有資格者が指導しているなど、指導下にある生徒には他に資格を保有した公認指導者が存在することを推奨する。</u></p> <p>2. 同左</p>	<p>【規程整備】</p> <p>【特例】第1条と【特例】第2条は、内容が重複かつ矛盾しているため、整理する。</p>
<p>【特例】第3条（認定）</p> <p>中央指導者資格審査委員会の委託を受けた、公認柔道指導者資格制度規程で定める都道府県指導者資格審査委員会で審査し認定する。</p>	<p><u>第20条（学校顧問特例資格認定の手続き）</u></p> <p><u>学校顧問特例資格は、本連盟公認柔道指導者資格制度規程で定める都道府県指導者資格審査委員会で審査し認定する。</u></p> <p><u>2. 認定希望者は所定の申請書に記入のうえ、各都道府県柔道連盟（協会）に提出する。</u></p> <p><u>3. 本資格の申請料は徴収しない。</u></p>	<p>【規程整備】</p> <p>【特例】第3条と【特例】第5条に分かれている認定手続きを統合整理する。</p>
<p>【特例】第4条（権利と義務）</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】</p>

<p>全柔連主催大会等においてB指導員に準ずる権利を有し、「顧問」「監督」「コーチ」などの資格で、生徒を引率する資格が得られる。</p> <p>2. 原則として2年に1回、全柔連が指定する講習会（安全指導、基本指導の講習）を受講することが望ましい。</p>		<p>第18条に統合整理する。</p>
<p>【特例】第5条（申請） <u>申請希望者は所定の申請書を記入のうえ、各都道府県柔道連盟（協会）に提出する。</u></p> <p>2. <u>本資格の有効期間は当該年度末（3月31日）とし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。</u></p> <p>3. <u>本資格の申請料は徴収しない。</u></p>	<p>第21条（学校顧問特例資格の有効要件） 学校顧問特例資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。</p> <p>（1）<u>特例資格が認定され、有効期間内にあること。</u> <u>ただし、本資格の有効期間は当該年度末（3月31日）までとし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。</u></p> <p>（2）<u>本連盟会員登録（学校顧問）をしていること。</u></p>	<p>【規程整備】 第7条と同旨の定めを学校顧問特例資格についても定める。 ただし、学校顧問特例資格には更新の概念がないので、更新に関する定めは必要ない。</p>
<p>（施行期日） 第6条 この制度は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2. この制度は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】 学校顧問特例資格制度は廃止されるため、本附則は不要。</p>
	<p>第6章 その他</p>	
<p>第15条（改廃） この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p>	<p>第22条（改廃） この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p>	<p>【規程整備】 条番号を修正する。</p>
<p>第16条（施行期日） この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2. この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して施行する。</p> <p>3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。</p> <p>4. この規程は、平成28年4月1日から、一部改正して施行する。</p>	<p>附則 同左 同左 同左 同左</p>	<p>【規程整備】 他の規程と平仄を合わせて施行期日は附則で定める。</p>

<p>5. この規程は、平成29年4月1日から、一部改正して施行する。</p> <p>6. この規程は、平成29年6月8日から、一部改正して施行する。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>7. この規程は、平成30年12月10日から一部改正して施行する。</p>	
<p>第17条（特例措置）</p> <p>この規程とは別に定められた特例措置に基づき、この規程の施行期日をもってA指導員、B指導員およびC指導員資格の認定を受ける者については、この規程の施行期日をもって、この規程が適用される。ただし、第6条第1項の定めにかかわらず、当該特例措置に基づきC指導員資格の認定を受けた者の最初の有効期間に限り、この規程の施行期日から3年間とする。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】</p> <p>対象期間が終了しているため削除。</p>
<p>第18条（経過措置）</p> <p>第3条に定める各指導者の資格（大会監督に係る資格等の制限）に関する定めは、平成28年4月1日から適用するものとする。</p>	<p>削除</p>	<p>【規程整備】</p> <p>対象期間が終了しているため削除。</p>
<p>別表1</p> <p>欄外</p> <p>*受講時点で基準を満たしていること</p>	<p>別表1</p> <p>欄外</p> <p>*受講時点で基準を満たしていること <u>(ただし、年齢については満18歳以上であれば受講することはできるが、その場合は満20歳になることを停止条件として資格が認定される)</u></p>	<p>【大学生向けC指導員・C審判員養成講習対応】</p> <p>大学卒業までにB指導員資格を取得することを目標にする。</p>
<p>別表2</p> <p>資格復活審査料</p>	<p>別表2</p> <p>削除</p> <p><u>(注) 本連盟会長が特に認めた場合は、上記と異なる料金とすることができる。</u></p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>復活の概念がなくなることに対応する。</p> <p>【大学生向けC指導員・C審判員養成講習対応】</p> <p>大学生向け講習会は無料とする。</p>

公認審判員規程

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の公認審判員の制度を定め、公認審判員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における公認審判員とは、審判員および顧問審判員をいう。

第2章 審判員

(審判員)

第3条 審判員とは、次のとおりとする。

(1) Sライセンス審判員

特に技能が優秀であり、本連盟が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者

(2) Aライセンス審判員

本連盟が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者

(3) Bライセンス審判員

地区柔道連盟（連合会・協会）が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者

(4) Cライセンス審判員

都道府県柔道連盟（協会）およびその加盟団体が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者

(選考と管轄)

第4条 審判員の選考と管轄は、次のとおりとする。（別表1参照）

(1) Sライセンス審判員は、本連盟が行なう

(2) Aライセンス審判員は、本連盟が行なう

(3) Bライセンス審判員は、地区柔道連盟（連合会・協会）が行なう

(4) Cライセンス審判員は、都道府県柔道連盟（協会）が行なう

(審判員の義務等)

第5条 審判員は、本連盟登録および審判員登録を毎年更新するものとする。

2. 審判員は、各種大会における審判員活動について、都道府県柔道連盟（協会）を経由して管轄する団体に届けるものとする。
3. 前項に係る届け出は、各審判員ライセンス有効期間終了時の更新手続きの際、所定の様式により行うものとする。
4. 審判員の服装は、別に定める。
5. Sライセンス審判員については少なくとも2年間に1度、試合の審判に携わらなければならない。その他の審判員については少なくとも4年間に1度、試合の審判に携わるよう努めなければならない。（ただし、本連盟またはその加盟団体に関する業務多忙、傷病、出産等特別の事情があると管轄する団体が認めた場合はこの限りではない）

6. Sライセンス審判員は、全柔連が主催する審判員研修会に毎年出席しなければならない。その他の審判員は、第4条に定める管轄する団体が主催する審判員研修会に、少なくとも2年に1度、出席しなければならない。

(審判員資格の停止、喪失、有効要件)

第6条 管轄する団体は、審判員が第5条の各項に定める義務を怠ったとき、又は審判員として相応しくない言動や不適切な行動が認められたときは、審判員の資格を停止し、または喪失させることができる。

2. 審判員資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効となった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。
 - (1) 審判員資格が認定され、有効期間内にあること
 - (2) 本連盟会員登録をしていること（休会員登録を除く）
 - (3) 審判員資格登録をしていること
 - (4) 審判員資格が停止されていないこと

(審判員資格の再有効化)

第7条 審判員資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となる。

- (1) 更新しないまま有効期間を徒過したとき。→更新の要件を満たす
- (2) 会員登録、資格登録を怠ったとき。→登録する
- (3) 資格が停止されたとき。→停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たす

(休会員の審判員資格)

第8条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認審判員が個人会員登録の休会を認められた場合、審判員資格も同時に有効でなくなる。また、休会員が個人登録を再開するとき、有効でなくなっていた審判員資格も同時に有効になる。

(審判員資格の有効期間)

第9条 Sライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その2年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、本連盟は審査のうえ有効期間を更新することができる。

2. その他の審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その4年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、管轄する団体は審査のうえ有効期間を更新することができる。

(審判員の定年)

第10条 審判員の定年は、満65歳の誕生日を迎えた直後の年度末（3月31日）とする。

(試験)

第11条 審判員に関する試験・選考は、別表1のとおりとする。

(費用)

第12条 審判員に関する試験の受験料、ライセンス登録費（更新を含む）、研修会受講料は別表2のとおりとし、その都度納付するものとする。

(審判の実施)

- 第 13 条 本連盟が主催、主管する全国的大会の審判は、本連盟の審判委員会が選考した S ライセンス審判員または A ライセンス審判員が行う。
2. 全国的大会のうち、実業団、大学、高等学校および中学校等の全国的大会の審判は、前項の規定にかかわらず、原則として主催する団体において選考した S ライセンス審判員、A ライセンス審判員または B ライセンス審判員が行う。ただし、本連盟が前項に準じて審判員の一部を派遣することができる。
 3. 全国的大会以外の審判は、原則として主催する団体が選考した審判員が行う。

第 3 章 顧問審判員

(顧問審判員)

- 第 14 条 顧問審判員とは、年齢 65 歳以上かつ男性は 7 段以上、女性は女子 5 段以上の者から、本連盟が選考のうえ認定した者をいう。ただし、年齢 60 歳以上の者であっても希望があれば選考の対象とする。
2. 顧問審判員は、後進審判員の指導、養成にあたる他、ライセンス所持者の不足等により、大会主催者から要請された場合は、別途「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上、審判員として活動することができる。ただし、審判員としての活動は、満 70 歳の誕生日を迎えた直後の年度末（3月31日）までとする。

(顧問審判員の義務等)

- 第 15 条 顧問審判員は、本連盟登録および顧問審判員登録を毎年更新し、顧問審判員登録費は初年度のみ納付する。
2. 第 5 条および第 6 項乃至第 8 条の規定は、顧問審判員について準用する。

第 4 章 その他

(改廃)

- 第 16 条 本規程の改廃は、審判委員会で検討し、理事会の承認を得て行なうものとする。

附則

1. この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から改正して施行する。
3. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改正して施行する。
4. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
5. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正して施行する。
6. この規程は、平成 28 年 6 月 9 日から改正して施行する。
7. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改正して施行する。
8. この規程は、平成 29 年 10 月 2 日から改正して施行する。（休会員の審判員資格を追記）
9. この規程は、平成 30 年 12 月 10 日から改正して施行する。

ライセンス 区分		S	A	B	C
(1) 受験資格	①年齢 ※1	30歳以上 満58歳まで	28歳以上 満55歳まで	25歳以上	20歳以上
	②柔道経験	15年以上、 5段以上 (女子3段以上)	15年以上、 5段以上 (女子3段以上)	12年以上、 4段以上 (女子3段以上)	有段者
	③審判経験	「A」取得者の中から 選考する。	「B」取得後3年以上 の審判経験を有し、そ の者が本連盟登録した 都道府県より推薦を受 けた者とする。	「C」取得後2年以上 の審判経験を有し、そ の者が本連盟登録した 都道府県より推薦を受 けた者とする。	都道府県において本連 盟登録をし、かつ講習 会に出席し、許可され た者とする。
(2) 試験方法	本連盟審判委員会選考 審査部会において審議 ・選考する。 本連盟審判委員会選考 審査部会で定める対象 大会において審査す る。	本連盟審判委員会選考 審査部会から指名され た試験官3名以上がこ れにあたる。試験官は 審判委員会委員、Sラ イセンス審判員の中か ら指名される。 地区以上が主催する大 会において審査する。 受験回数は年1回とす る。	地区柔道連盟（連合会 ・協会）から選ばれた 審査員3名以上がこれ にあたる。 地区柔道連盟（連合会 ・協会）が主催する講 習会に出席し、その主 催する大会において審 査する。	都道府県における講習 会等に出席し、その地 域において審査する。	
(3) 試験内容	実技審査を行う。	筆記および実技審査を行う。			

※1：年齢は、資格認定当日の年齢とする。

項目	顧問	S	A	B	C	備考
受験料		なし	5,000円	3,000円 以下	2,000円 以下	試験を受ける時 (1回につき)
研修会受講料		5,000円	5,000円	3,000円 以下	2,000円 以下	研修会受講時
登録費	20,000円	3,000円	2,500円	1,500円	1,000円	顧問は初年度のみ その他のライセンスは毎年納入 (B・Cライセンスの1/2は本連盟納入分)

※1：年度内に複数回受講した場合、研修会受講料は初回のみ支払う。

※2：講師をした場合、研修会を受講したものとみなす。

※3：会長が特に認めた場合は、上記と異なる料金とすることができる。

公認審判員規程の改正

2018.12.21.

旧規程	新規程	改正の趣旨
第1章 目的		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）の公認審判員の制度を定め、公認審判員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の公認審判員の制度を定め、公認審判員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>【規程整備】</p> <p>他の規程と文言を合わせる。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における公認審判員とは、審判員および顧問審判員をいう。</p>	同左	
第2章 審判員		
<p>(審判員)</p> <p>第3条 審判員とは、次のとおりとする。</p> <p>(1)Sライセンス審判員 特に技能が優秀であり、全柔連が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者</p> <p>(2)Aライセンス審判員 全柔連が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者</p> <p>(3)Bライセンス審判員 地区柔道連盟（連合会・協会）が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者</p> <p>(4)Cライセンス審判員 都道府県柔道連盟（協会）およびその加盟団体が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者</p>	<p>(審判員)</p> <p>第3条 審判員とは、次のとおりとする。</p> <p>(1)Sライセンス審判員 特に技能が優秀であり、本連盟が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者</p> <p>(2)Aライセンス審判員 本連盟が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者</p> <p>(3)Bライセンス審判員 地区柔道連盟（連合会・協会）が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者</p> <p>(4)Cライセンス審判員 都道府県柔道連盟（協会）およびその加盟団体が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者</p>	<p>【規程整備】</p> <p>他の規程と文言を合わせる。</p>
<p>(選考と管轄)</p> <p>第4条 審判員の選考と管轄は、次のとおりとする。（別表1参照）</p> <p>(1)Sライセンス審判員は、全柔連が行なう</p> <p>(2)Aライセンス審判員は、全柔連が行なう</p> <p>(3)Bライセンス審判員は、地区柔道連盟（連合会・協会）</p>	<p>(選考と管轄)</p> <p>第4条 審判員の選考と管轄は、次のとおりとする。（別表1参照）</p> <p>(1)Sライセンス審判員は、本連盟が行なう</p> <p>(2)Aライセンス審判員は、本連盟が行なう</p> <p>(3)Bライセンス審判員は、地区柔道連盟（連合会・協会）</p>	<p>【規程整備】</p> <p>他の規程と文言を合わせる。</p>

<p>が行なう (4)Cライセンス審判員は、都道府県柔道連盟（協会）が行なう</p>	<p>が行なう (4)Cライセンス審判員は、都道府県柔道連盟（協会）が行なう</p>	
<p>(審判員の義務等) 第5条 審判員は、全柔連登録および審判員登録を毎年更新するものとする。 2. 審判員は、各種大会における審判員活動について、都道府県柔道連盟（協会）を經由して管轄する団体に届けるものとする。 3. 前項に係る届け出は、各審判員ライセンス任期終了時の更新手続きの際、所定の様式により行うものとする。 4. 審判員の服装は、別に定める服装規定による。 5. Sライセンス審判員については少なくとも2年間に1度、その他の審判員については少なくとも4年間に1度、試合の審判に携わらなければならない。(ただし、全柔連またはその加盟団体に関する業務多忙、傷病、出産等特別の事情があると管轄する団体が認めた場合はこの限りではない) 6. Sライセンス審判員は、全柔連が主催する審判員研修会に毎年出席しなければならない。その他の審判員は、第4条に定める管轄する団体が主催する審判員研修会に、少なくとも2年に1度、出席しなければならない。</p>	<p>(審判員の義務) 第5条 審判員は、本連盟登録および審判員登録を毎年更新するものとする。 2. 審判員は、各種大会における審判員活動について、都道府県柔道連盟（協会）を經由して管轄する団体に届けるものとする。 3. 前項に係る届け出は、各審判員ライセンス有効期間終了時の更新手続きの際、所定の様式により行うものとする。 4. 審判員の服装は、別に定める。 5. <u>Sライセンス審判員については少なくとも2年間に1度試合の審判に携わらなければならない。その他の審判員については少なくとも4年間に1度、試合の審判に携わるよう努めなければならない。</u>(ただし、本連盟またはその加盟団体に関する業務多忙、傷病、出産等特別の事情があると管轄する団体が認めた場合はこの限りではない) 6. Sライセンス審判員は、本連盟が主催する審判員研修会に毎年出席しなければならない。その他の審判員は、第4条に定める管轄する団体が主催する審判員研修会に、少なくとも2年に1度、出席しなければならない。</p>	<p>【公認資格標準化】 他の公認資格と文言を統一する。</p> <p>服装は内規で定めることとする。 Sライセンス審判員については審判活動を義務とし、その他の審判員については審判活動を努力義務とする（実際に審判活動ができる大会等に限られているため）。</p>

<p>(審判員資格の停止、喪失等)</p> <p>第6条 管轄する団体は、審判員が第5条の各項に定める義務を怠ったとき、又は審判員として相応しくない言動や不適切な行動が認められたときは、審判員の資格を停止し、または喪失させることができる。</p>	<p>(審判員資格の停止、喪失、有効要件)</p> <p>第6条 管轄する団体は、審判員が第5条の各項に定める義務を怠ったとき、又は審判員として相応しくない言動や不適切な行動が認められたときは、審判員の資格を停止し、または喪失させることができる。</p> <p>2. 審判員資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効となった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。</p> <p><u>(1) 審判員資格が認定され、有効期間内にあること。</u></p> <p><u>(2) 本連盟会員登録をしていること(休会員登録を除く)。</u></p> <p><u>(3) 審判員資格登録をしていること。</u></p> <p><u>(4) 審判員資格が停止されていないこと。</u></p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>資格の有効要件を明確化し、要件を欠いた場合は直ちに資格が有効でなくなることをとする。</p>
<p>(審判員資格の回復)</p> <p>第7条 前条に基づき審判員資格を停止され、または喪失した者は、次に定める手続きにより、審判員資格停止の解除または再認定を求めることができる。</p> <p>(1)審判員資格停止解除を希望する者は、所定の様式により各ライセンスを管轄する団体に審判員資格停止解除の申請を審査料 5,000 円を添えて行うことができる。申請を受けた団体は申請内容を吟味し、審判員資格停止解除の可否を決定する。</p> <p>(2)審判員資格を喪失した者は、以前の審判員資格がどのライセンスであっても、Cライセンスから再受験しなければならない。各試験を管轄する団体は当該受験者が審判員資格を喪失した理由等も考慮して可否判定をしなければならない。</p>	<p>(審判員資格の再有効化)</p> <p>第7条 <u>審判員資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となる。</u></p> <p><u>(1) 更新しないまま有効期間を徒過したとき。更新の要件を満たす。</u></p> <p><u>(2) 会員登録、資格登録を怠ったとき。登録する。</u></p> <p><u>(3) 資格が停止されたとき。停止期間が満了し、条件(もしあれば)を満たす。</u></p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>資格の有効要件不備を形式要件不備(有効期間徒過、登録未済)と実質要件不備(技量不足、相応しくない言動、不適切な行動)に区分する。形式要件不備により資格が有効でなくなった場合は、形式要件を満たすことにより資格が再び有効となる。</p>
<p>(休会員の審判員資格)</p> <p>第8条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認審判員が個人会員登録の休会を認められた場合、審判員資格も同時に<u>停止される</u>。また、休会員が個人登録を再開するとき、<u>停止されていた審判員資格も同時に復活する</u>。</p>	<p>(休会員の審判員資格)</p> <p>第8条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認審判員が個人会員登録の休会を認められた場合、審判員資格も同時に有効でなくなる。また、休会員が個人登録を再開するとき、有効でなくなっていた審判員資格も同時に有効になる。</p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>他の規程と文言を合わせる。</p>

<p>(審判員の任期) 第9条 Sライセンス審判員の任期は2年間とし、管轄する団体が審査のうえ更新することができる。</p> <p>2. Aライセンス審判員、Bライセンス審判員およびCライセンス審判員の任期は4年間とし、管轄する団体が審査のうえ更新することができる。</p>	<p>(審判員資格の有効期間) 第9条 Sライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その2年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、本連盟は審査のうえ有効期間を更新することができる。</p> <p>2. その他の審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その4年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、管轄する団体は審査のうえ有効期間を更新することができる。</p>	<p>【公認資格標準化】 用語を「資格の有効期間」に統一する。 有効期間の始期、終期を厳密に定義する。</p>
<p>(審判員の定年) 第10条 審判員の定年は、満65歳の誕生日を迎えた直後の年度末(3月31日)とする。</p>	<p>同左</p>	
<p>(試験) 第11条 審判員に関する試験・選考は、別表1のとおりとする。</p>	<p>同左</p>	
<p>(費用) 第12条 審判員に関する試験の受験料、ライセンス登録費(更新を含む)、研修会受講料は別表2のとおりとし、その都度納付するものとする。</p>	<p>同左</p>	
<p>(審判の実施) 第13条 全柔連が主催、主管する全国的大会の審判は、全柔連の審判委員会が選考したSライセンス審判員またはAライセンス審判員が行う。</p> <p>2. 全国的大会のうち、実業団、大学、高等学校および中学校等の全国的大会の審判は、前項の規定にかかわらず、原則として主催する団体において選考したSライセンス審判員、Aライセンス審判員またはBライセンス審判員が行う。ただし、全柔連が前項に準じて審判員の一部を派遣することができる。</p> <p>3. 全国的大会以外の審判は、原則として主催する団体が選考した審判員が行う。</p>	<p>(審判の実施) 第13条 本連盟が主催、主管する全国的大会の審判は、本連盟の審判委員会が選考したSライセンス審判員またはAライセンス審判員が行う。</p> <p>2. 全国的大会のうち、実業団、大学、高等学校および中学校等の全国的大会の審判は、前項の規定にかかわらず、原則として主催する団体において選考したSライセンス審判員、Aライセンス審判員またはBライセンス審判員が行う。ただし、本連盟が前項に準じて審判員の一部を派遣することができる。</p> <p>3. 全国的大会以外の審判は、原則として主催する団体が選考した審判員が行う。</p>	<p>【公認資格標準化】 他の規程と文言を合わせる。</p>
<p>第3章 顧問審判員</p>		

<p>(顧問審判員)</p> <p>第14条 顧問審判員とは、年齢65歳以上かつ男性は7段以上、女性は女子5段以上の者から、全柔連が選考のうえ認定した者をいう。ただし、年齢60歳以上の者であっても希望があれば選考の対象とする。</p> <p>2. 顧問審判員は、後進審判員の指導、養成にあたる他、ライセンス所持者の不足等により、大会主催者から要請された場合は、別途「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上、審判員として活動することができる。ただし、審判員としての活動は、満70歳の誕生日を迎えた直後の年度末(3月31日)までとする。</p>	<p>(顧問審判員)</p> <p>第14条 顧問審判員とは、年齢65歳以上かつ男性は7段以上、女性は女子5段以上の者から、本連盟が選考のうえ認定した者をいう。ただし、年齢60歳以上の者であっても希望があれば選考の対象とする。</p> <p>2. 顧問審判員は、後進審判員の指導、養成にあたる他、ライセンス所持者の不足等により、大会主催者から要請された場合は、別途「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上、審判員として活動することができる。ただし、審判員としての活動は、満70歳の誕生日を迎えた直後の年度末(3月31日)までとする。</p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>他の規程と文言を合わせる。</p>
<p>(顧問審判員の義務等)</p> <p>第15条 顧問審判員は、全柔連登録および顧問審判員登録を毎年更新し、顧問審判員登録費は初年度のみ納付する。</p> <p>2. 第5条第2項から第6項の規定は、顧問審判員について準用する。</p>	<p>(顧問審判員の義務等)</p> <p>第15条 顧問審判員は、本連盟登録および顧問審判員登録を毎年更新し、顧問審判員登録費は初年度のみ納付する。</p> <p>2. 第5条および第6条乃至第8条の規定は、顧問審判員について準用する。</p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>他の規程と文言を合わせる。</p> <p>資格の有効要件を準用範囲に加える。</p>
<p>第4章 その他</p>		
<p>(改廃)</p> <p>第16条 本規程の改廃は、審判委員会で検討し、理事会の承認を得て行なうものとする。</p>	<p>同左</p>	
<p>付則</p> <p>1. この規程は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>2. この規程は、平成12年4月1日から改正して施行する。</p> <p>3. この規程は、平成19年4月1日から改正して施行する。</p> <p>4. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。</p> <p>5. この規程は、平成27年4月1日から改正して施行する。</p> <p>6. この規程は、平成28年6月9日から改正して施行する。</p>	<p>附則</p> <p>1. この規程は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>2. この規程は、平成12年4月1日から改正して施行する。</p> <p>3. この規程は、平成19年4月1日から改正して施行する。</p> <p>4. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。</p> <p>5. この規程は、平成27年4月1日から改正して施行する。</p> <p>6. この規程は、平成28年6月9日から改正して施行する。</p>	

<p>7. この規程は、平成29年4月1日から改正して施行する。</p> <p>8. この規程は、平成29年10月2日から改正して施行する。(休会員の審判員資格を追記)</p>	<p>7. この規程は、平成29年4月1日から改正して施行する。</p> <p>8. この規程は、平成29年10月2日から改正して施行する。(休会員の審判員資格を追記)</p> <p>9. この規程は、平成30年12月10日から改正して施行する。</p>	
<p>別表1</p> <p>※1：年齢は、試験当日の年齢とする</p>	<p>別表中「全柔連」とあるを「本連盟」とする。</p> <p>※1：年齢は、資格認定当日の年齢とする</p>	<p>【大学生資格取得推進】</p>
<p>別表2</p>	<p>別表中「審査料」を削除する。</p> <p>※会長が特に認めた場合は、上記と異なる料金とすることができる。</p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>資格停止解除という概念はなくなる。</p> <p>【大学生資格取得推進】</p>

公認形審査員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の公認形審査員（以下「審査員」という。）の制度を定め、形審査員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

(審査員の名称および資格)

第2条 審査員の名称および資格は、次の各号に掲げるとおりとし、全柔連がこれを認定する。

- (1) 審査員（投の形）
- (2) 審査員（固の形）
- (3) 審査員（極の形）
- (4) 審査員（柔の形）
- (5) 審査員（講道館護身術）
- (6) 審査員（五の形）
- (7) 審査員（古式の形）

(管轄)

第3条 前条の審査員の管轄については、本連盟が行う。

(審査員資格の停止、喪失、有効要件)

第4条 審査員が、次の各号の一に該当する場合は、教育普及・MIND 委員会形部会は審査員の資格を停止し、または喪失させるものとする。

- ① 特別の理由なく4年間の審査員活動に携わらないとき
 - ② 審査員としての義務を怠ったとき
 - ③ 審査員として相応しくない言動をとったとき
 - ④ その他審査員として不適格と認めるとき
2. 審査員資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効となった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。
- (1) 審査員資格が認定され、有効期間内にあること。
 - (2) 本連盟会員登録をしていること（休会員登録を除く）。
 - (3) 審査員資格登録をしていること。
 - (4) 審査員資格が停止されていないこと。

(審査員資格の有効期間)

第5条 審査員資格の有効期間は、資格の認定を受けた日から、その4年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。

2. 本連盟は、審査のうえ有効期間を4年間更新することができる。

(審査員の義務等)

第6条 審査員は、本連盟登録と合わせて審査員登録を毎年更新するものとする。

2. 審査員は特別な理由がない限り審査員活動に携わるよう努めなければならない。
3. 審査員は本連盟が主催する審査員研修会に出席しなければならない。

4. 審査員は各種の大会における自らの審査員活動について、本連盟に届け出なければならない。
5. 審査員の服装は、別に定める。

(審査員資格の再有効化)

第7条 審査員資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となる。

- (1) 更新しないまま有効期間を徒過したとき。→更新の要件を満たす
- (2) 会員登録、資格登録を怠ったとき。→登録する
- (3) 資格が停止されたとき。→停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たす

(休会員の取り扱い)

第8条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、審査員が個人会員登録の休会を認められた場合、審査員資格も同時に有効でなくなる。また、休会員が個人登録を再開するとき、有効でなくなっていた審査員資格も同時に有効となる。

(試験)

第9条 審査員に関する試験は、別記1に定める。

(費用)

第10条 審査員に関する試験の受験料、登録費（更新を含む）、研修会費は別記2のとおりとし、その都度納付するものとする。

別記1 受験資格

- (1) 地区柔連の形審査員資格を有する者、全柔連が特に認めた者。
- (2) 段位は六段（女子においては四段）以上を有する者。
- (3) 年齢40歳以上の者。

試験は、実技（演技）、理論（筆記）、審査（採点）により、形ごとに行う。

別記2 費用

項目	金額	備考
受験料	2,000円	1回につき
登録費	1,000円	毎年
研修会費	3,000円	更新時

附則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成30年12月10日から改正して施行する。

公認形審査員規程の改正

2018.12.21.

旧規程	新規程	改正の趣旨
<p>(目的) 第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「<u>全柔連</u>」という。）の公認形審査員（以下「審査員」という。）の制度を定め、形審査員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「<u>本連盟</u>」という。）の公認形審査員（以下「審査員」という。）の制度を定め、形審査員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>【規程整備】 他の規程と文言を合わせる。</p>
<p>(審査員の名称および資格) 第2条 審査員の名称および資格は、次の各号に掲げるとおりとし、全柔連がこれを認定する。 (1) 審査員（投の形） (2) 審査員（固の形） (3) 審査員（極の形） (4) 審査員（柔の形） (5) 審査員（講道館護身術） (6) 審査員（五の形） (7) 審査員（古式の形）</p>	<p>同左</p>	
<p>(管轄) 第3条 前条の審査員の管轄については、<u>全柔連</u>が行う。</p>	<p>(管轄) 第3条 前条の審査員の管轄については、<u>本連盟</u>が行う。</p>	<p>【規程整備】 他の規程と文言を合わせる。</p>
<p>(審査員の義務等) 第4条 審査員は、指導者登録と合わせて審査員登録を毎年更新するものとする。 2. 審査員は全柔連が主催する審査員研修会に出席しなければならない。 3. 審査員は各種の大会における自らの審査員活動について、全柔連に届け出るものとする。 4. 審査員の任期は4年とし、任期を終了した者については、審査のうえ更新することができる。 5. 審査員の服装は、別に定める服装規程のとおりとする。</p>	<p><u>(審査員資格の停止、喪失、有効要件)</u> 第4条 審査員が、次の各号の一に該当する場合は、教育普及・MIND委員会形部会は審査員の資格を停止し、または喪失させるものとする。 ① 特別の理由なく4年間の審査員活動に携わらないとき ② 審査員としての義務を怠ったとき ③ 審査員として相応しくない言動をとったとき ④ その他審査員として不適格と認めるとき <u>2. 審査員資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効となった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。</u></p>	<p>【公認資格標準化】 資格の有効要件を明確化し、要件を欠いた場合は直ちに資格が有効でなくなるものとする。</p>

<p>6. 審査員が、次の各号の一に該当する場合は、形特別委員会は審査員の資格を停止し、または喪失させるものとする。</p> <p>①特別の理由なく4年間の審査員活動に携わらないとき</p> <p>②更新手続きをしないとき</p> <p>③審査員としての義務を怠ったとき</p> <p>④審査員として相応しくない言動をとったとき</p> <p>⑤その他審査員として不適格と認めたとき</p>	<p><u>(1) 審査員資格が認定され、有効期間内にあること。</u></p> <p><u>(2) 本連盟会員登録をしていること（休会員登録を除く）。</u></p> <p><u>(3) 審査員資格登録をしていること。</u></p> <p><u>(4) 審査員資格が停止されていないこと。</u></p>	
	<p><u>(審査員資格の有効期間)</u></p> <p>第5条 審査員資格の有効期間は、資格の認定を受けた日から、その4年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。</p> <p>2. 本連盟は、審査のうえ有効期間を4年間更新することができる。</p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>用語を「資格の有効期間」に統一する。</p> <p>有効期間の始期、終期を厳密に定義する。</p>
	<p><u>(審査員の義務等)</u></p> <p>第6条 審査員は、本連盟登録と合わせて審査員登録を毎年更新するものとする。</p> <p>2. 審査員は特別な理由がない限り審査員活動に携わるよう努めなければならない。</p> <p>3. 審査員は本連盟が主催する審査員研修会に出席しなければならない。</p> <p>4. 審査員は各種の大会における自らの審査員活動について、本連盟に届け出なければならない。</p> <p>5. 審査員の服装は、別に定める。</p>	<p>【規程整備】</p> <p>旧第4条第1項、第2項、第3項、第5項、第6項に定める審査員の義務をまとめる。</p> <p>服装は内規で定めることとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(審査員資格の再有効化)</u></p> <p>第7条 審査員資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となる。</p> <p>(1) 更新しないまま有効期間を徒過したとき。更新の要件を満たす。</p> <p>(2) 会員登録、資格登録を怠ったとき。登録する。</p> <p>(3) 資格が停止されたとき。停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たす。</p>	<p>【公認資格標準化】</p> <p>形式要件不備により資格が有効でなくなった場合は、形式要件を満たすことにより資格が再び有効となる。</p>

(新設)	(休会員の取り扱い) 第8条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、審査員が個人会員登録の休会を認められた場合、審査員資格も同時に有効でなくなる。また、休会員が個人登録を再開するとき、有効でなくなっていた審査員資格も同時に有効となる。	【公認資格標準化】 他の規程に合わせて新設する。
(試験) 第5条 審査員に関する試験は、別記1に定める。	(試験) 第9条	条番号整理
(費用) 第6条 審査員に関する試験の受験料、登録費(更新を含む)、研修会費は別記2のとおりとし、その都度納付するものとする。	(費用) 第10条	条番号整理
別記1 受験資格 (1) 地区柔連の形審査員資格を有する者、全柔連が特に認めた者。 (2) 段位は六段(女子においては四段)以上を有する者。 (3) 年齢40歳以上の者。 試験は、実技(演技)、理論(筆記)、審査(採点)により、形ごとに行う。	同左	
別記2 費用 項目 金額 備考 受験料 2,000円 1回につき 登録費 1,000円 毎年 研修会費 3,000円 更新時	同左	
附則 1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。	附則 1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。 2. この規程は、平成30年12月10日から改正して施行する。	